

第1章 基本的な考え方

1) 計画策定の背景

我が国では、少子高齢化や、生活習慣の変化により疾病全体に占める生活習慣病の割合が増加するなど、疾病構造が著しく変化してきています。こうしたなか、国においては、平成12年（2000年）3月に「健康日本21」が策定され、健康に関する全ての関係機関・団体等をはじめとして、国民が一体となった健康づくり運動を推進するとともに、平成15年（2003年）5月には健康づくりや疾病予防を積極的に推進するため「健康増進法」が制定されました。

「健康日本21」については、平成23年（2011年）10月には最終評価が公表されたことに続き、平成24年（2012年）7月には、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」において、「健康日本21（第二次）」に向け、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」など国民の健康の増進に関する基本的な方向が示されました。

また、大阪府においても、平成13年（2001年）8月に「全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現」をめざして「健康おおさか21」を、平成20年（2008年）8月には「健康おおさか21」の理念・運動目標・基本方針等を継承しつつ、メタボリックシンドロームの予防と改善のための目標項目を新たに加えた「大阪府健康増進計画」が策定され、平成25年（2013年）3月には、府の健康課題を共有し、関係機関の役割を明らかにし、効率的な対策が実施できることをめざして、「第2次大阪府健康増進計画」が示されています。

一方、母子保健分野については、思春期の健康問題や子どもの虐待といった新たな課題に対応するため、国において、平成12年（2000年）11月に、21世紀の母子保健の取り組みの方向性と目標や指標を示した「健やか親子21」を示し、母子保健の国民運動計画として、関係機関・団体が一体となって取り組みを進めています。

これら国や大阪府の動きをふまえ、豊中市では、平成14年（2002年）3月に「健康とよなか21」を策定し、生活習慣の改善や健康づくりに必要な環境整備を推進することで、市民の自発的な健康づくりを支援するとともに、平成15年（2003年）3月には「健やか親子21 とよなか～豊中市母子保健計画Ⅱ」を策定し、市民一人ひとりにとって安心の子育て・子育てができる環境づくり、ともに支えあう子育て支援ネットワークづくりの推進に取り組んできました。

両計画が平成24年度（2012年度）をもって計画期間を満了したことを受け、その後継計画として本計画を策定するものです。本計画は、前計画期間に実施してきた事業の評価、豊中市における健康づくりに係る現状・課題をふまえ、引き続き、市民一人ひとりの自発的な健康づくりを支援するとともに、健やかでこころ豊かに生活できる活力ある社会の実現をめざします。

2) 計画の位置づけ

本計画は、「健やか親子 21 とよなか～豊中市母子保健計画Ⅱ」を「健康」の視点から整理し、「健康とよなか 21」と統合し、あらゆる世代を通じての「健康づくり計画」として策定します。

あわせて、本計画は、第 3 次豊中市総合計画において掲げる「安心して健やかな生活のできるまちをめざして」の健康に関する中位計画としての性格をもち、また、計画の推進にあたっては、関連計画である豊中市食育推進計画、特定健診等実施計画、豊中市地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画「こども未来プラン・とよなか」、教育振興計画、障害者長期計画との整合性を図ります。

3) 計画の期間

本計画は、平成 25 年度（2013 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 11 年間を期間とし、平成 30 年度（2018 年度）に中間評価を行い、目標値などを見直します。